

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	救急救命処置用訓練人形一式(2) 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	1,976,400	平成29年1月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	駐車券発行機外1点(天王寺区役所)買入	19:産業用機器	アマノ(株)	2,959,200	平成29年1月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	手動引金式人工呼吸器一式 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	6,199,200	平成29年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	電動式吸引器一式(2) 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	2,600,640	平成29年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	図書カード(市政改革室) 概算買入	57:贈答用品	大阪府書店(商)	596,330	平成29年2月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
6	ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)修繕	28:理化学機器	(株) 島津アクセス	3,369,600	平成29年2月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
7	酸化触媒(環境局)買入	19:産業用機器	第一実業(株)	5,238,000	平成29年2月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
8	Super Build/SS7(Super Build/SS3からの書換)買入	26:OA機器・用品	ユニオンシステム(株)	648,000	平成29年2月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
9	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	8,699,400	平成29年2月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随意契約理由書

1 案件名称

救急救命処置用訓練人形一式（2） 買入

2 契約の相手方

（株）アダチ

3 随意契約理由

救急隊が現場活動で心肺停止傷病者等に対する救急救命処置を確実に実施するためには、心肺停止傷病者等のバイタルサインと同様な表現ができ、訓練人形操作者が任意で各種設定変更が可能な訓練人形で救急救命処置訓練を行う必要があり、本市が求める訓練人形に適合する製品は本製品のみであるため選定する。

当該製品は、販売元はレールダルメディカルジャパン（株）である。上記業者はレールダルメディカルジャパン（株）が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急指導） （電話番号 06-4393-6627）

2

随意契約理由書

1 案件名称

駐車券発行機外1点（天王寺区役所）買入

2 契約の相手方

アマノ(株)

3 随意契約理由

本件は、区役所庁舎地下駐車場に設置する駐車券発行機及び自動料金精算機について、経年劣化による動作不良を起こしているため、当該機器を購入するものである。

当該機器の設置にあたっては、アマノ(株)が製造・施工したカーゲート及び管制装置（満空表示、回転灯等）との連動が必要であるため、アマノ(株)以外に設置させた場合、既存設備等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、駐車場の運営に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、アマノ(株)と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所企画総務課（庁舎管理）（電話：06 - 6774 - 9625）

3

随意契約理由書

1 案件名称

手動引金式人工呼吸器一式 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH₂O であること。
- ・ 自発呼吸発現時の微弱な呼吸でも作動すること。
- ・ MRI 対応型であること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューパック VR1 のみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

また、(株)アダチはスミスメディカル・ジャパン(株)が取り扱う全製品の唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

4

随意契約理由書

1 案件名称

電動式吸引器一式（2） 買入

2 契約の相手方

㈱アダチ

3 随意契約理由

電動式吸引器は、傷病者の口腔及び鼻腔内を適切に吸引することで、気道を確保するための救急資器材であり、当局が必要とする能力を有する製品のうち、レールダルメディカル AS 社製 LSU4000 のみが救急活動中のバッテリー容量低下に対して、その場で即時にバッテリーを交換することが可能である。

当該製品は、販売元はレールダルメディカルジャパン㈱である。上記業者はレールダルメディカルジャパン㈱が取扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課 （電話番号 06-4393-6628）

5

随意契約理由書

1 件名

図書カード（市政改革室）概算買入

2 契約の相手方

大阪府書店商業組合

3 随意契約理由

本市では、幅広い市民の方々の多様化するニーズを的確に把握し、施策や事業の意思決定に活かすため、市政モニター制度を実施している。市政モニターへは、協力に対する謝礼として、アンケートの回答割合（回答回数）に応じて、あらかじめ定めた額面の図書カードをお渡しすることとしている。

図書カードについては、発行元である日本図書普及㈱が、一般の顧客に対して直接販売は行っておらず、新刊を扱うなどの条件を満たした加盟書店にのみ販売していることから、本市の契約相手方は加盟書店が対象となる。

また、加盟書店は一般顧客に対し、数量の多少に関わらず額面通りの価格でしか販売を行っていない。

さらに、他都市でモニター制度を有しており謝礼に図書カードを導入している複数市にも調達方法を問合せたところ、有価証券の性質上、均一価格でしか販売されていないため、入札を実施しても価格競争は望めないとの理由から随意契約で調達しているとのことであった。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約を行うこととする。

次に、契約相手方の選定であるが、大阪府下の加盟店で構成されている大阪府書店商業組合は、通常額面価格での販売を行っているが、大阪の読書推進に貢献している大阪市が契約相手方であり、かつ大量一括購入の場合については、額面価格の 2%引きで販売するとのことであった。書店で調達した場合は前述のとおり額面価格でしか販売されないため、額面価格の 2%引きの価格で購入できることは本市にとって有利な条件であると言える。

以上のことから、契約相手方を大阪府書店商業組合に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市政改革室 P D C A 担当（電話番号 06-6208-9757）

6

随意契約理由書

- 1 案件名称
ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC/MS）修繕
- 2 契約の相手方
株式会社島津アクセス 大阪支店
- 3 随意契約理由

本契約は、ガスクロマトグラフ質量分析装置（株式会社島津製作所製）の修繕を行い、機能回復を図るものである。

本装置は、食品中の残留農薬検査に必要不可欠な機器である。農薬は、食品衛生法において残留基準が規定され、当該基準を超過した食品を摂取すると人の健康を損なう恐れがあることから、基準を超過した食品を市場に流通させないためにも、当該機器を修理し、検査を実施する必要がある。

なお、本装置は（株）島津製作所製であり、業務の履行にあたっては一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠である。よって、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは（株）島津製作所から保守点検・修繕業務を移管されている（株）島津アクセス大阪支店が唯一の業者である。

上記により、上記業者と随意契約により修繕請負契約を行うものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-9996）

随意契約理由書

1 案件名称

酸化触媒（環境局）買入

2 契約の相手方

第一実業（株）大阪支社

3 随意契約理由

（製品指定理由）

当該製品は、瓜破、小林、佃の三斎場に設置されている排気ガス集塵脱臭設備に充填し、排気ガス中の臭気脱臭に使用するものである。集塵脱臭装置に封入された酸化触媒は、火葬炉及び再燃焼炉から排出された高温燃焼ガスと接触し脱臭を行っているが、徐々に消耗し定期的に補充を必要とする。

当該施設は、建替の際に行う周辺地域への説明会で、高水準の環境対策を維持する事が強く望まれているため、既存設備の能力を最大限に発揮する必要がある。当該集塵脱臭設備は、既設火葬炉及び再燃焼炉の能力にあわせて設計されたものであり、現在使用している酸化触媒が最も高い脱臭性能を発揮できるように設計されている。したがって、当局の設備で他社製品を使用すると、組成及び物性の微妙な違いにより十分な脱臭性能が発揮できない。

（業者選定理由）

当該製品の製造会社である株式会社日本触媒が購入事業者毎に販売事業者を定めており、瓜破斎場については第一実業株式会社が唯一代理店となっているため、第一実業株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園） （電話番号06-6630-3136）

随意契約理由書

1 案件名称

Super Build/SS7 (Super Build/SS3 からの書換) 買入

2 契約の相手方

ユニオンシステム株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

建築確認課では建築基準法第 77 条 31 第 2 項の規定に基づき、指定確認検査機関に立入調査を実施し、構造計算書における偽装の有無の調査を行うことによつて、指定確認検査機関の業務の適正化を図っている。

調査は、立入り時に確認申請図書で確認する方法と指定確認検査機関を通じて設計者から入手した構造計算の入力データを用いて、本市が所有している構造計算プログラムで再計算を実施する方法とで行っている。

構造計算プログラムで再計算を有効に実施するためには、構造計算プログラムを最新の状態で使用することが必要となってくる。そのため当課では、毎年、構造計算プログラムの運用に係る保守メンテナンス・サポートの業務委託契約を結んで適切に維持している。

本市では主要 3 社の構造計算プログラム (ユニオンシステム(株)の「SS3」、(株)構造ソフトの「BUILD 一貫 5・標準版」、(株)構造システムの「BUS-5」) を所有しているが、H28 年 4 月 25 日にユニオンシステム(株)が、構造計算プログラム「SS3」を「SS7」としてモデルチェンジを行い、新しい構造計算プログラムを販売した。これは、保守メンテナンス・サポートで対応している範囲から外れることになり、本市が所有している構造計算プログラム「SS3」を使用して「SS7」で計算された物件の再計算を実施できない状態にある。

本市で所有している構造計算プログラムは、主に指定確認検査機関の業務の適正化を図ることを目的に使用しているが、その目的以外に、構造計算偽装等の問題が生じた際に、構造安全性の再検証をするためのツールとして使用することを想定しているため、有事の際の備えとしての役目も果たしている。

本市所有の構造計算プログラム「SS3」をできるだけ早い時期に最新の「SS7」に書き換え、業務体制を整えることが必要である。

(2) 業者選定理由

上記製品（Super Build/SS3 から Super Build/SS7 への書換）はユニオンシステム株式会社が直接開発し、販売については同社及び同社の契約販売店でのみ取り扱っている。ユニオンシステム株式会社は、大阪、東京、名古屋に支店を構え、契約販売店は上記以外の地域への販売拠点としている。また、旧製品（Super Build/SS3）からの書換のため上記製品は契約販売店以外の業者には、卸していない。

よって、大阪府内における販売については、ユニオンシステム株式会社が唯一直接販売しているため、上記業者と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 事業担当

都市計画局 建築指導部 建築確認課（構造強度担当）

電話番号：06-6208-9301

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン（株）

3 随意契約理由

（1）製品選定理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）